

清瀬市地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例（案）
 に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

平成27年2月20日から平成27年3月10日までの間、清瀬市地域包括支援センターの職員に係る基準を定める条例（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から5件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	回答
条文以下の「項」の表し方に対する提案	1	条文の表し方には一定のルールがあり、このような表し方をするのが通常です。
地域包括支援センター運営協議会にパブリックコメントの意見を求めたのでしょうか。	1	パブリックコメントは市民に対して行っております。
一の地域包括支援センターとは何を指すのでしょうか。	1	担当地区の地域包括支援センターを指します。
第1号被保険者のおおむね3,000人以上6,000人未満の数値の根拠は何でしょうか。	1	一の地域包括支援センターが対応するのに適当な人数とする国基準を根拠としました。
地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえてありますか。	1	地域包括支援センター運営協議会は、年3回の定例会を開催して地域包括支援センターの運営に関して、意見をいただく場を設けております。